

安芸市共聴施設整備等事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、安芸市共聴施設整備等事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、補助金等の交付に関する規則（昭和30年規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助目的）

第2条 市は、地理的、又は地形的な条件により家庭のアンテナでは安芸市をエリアとする地上系によるデジタル方式のテレビジョン放送（以下「地上デジタル放送」という。）が良好に受信できない地域において、地上デジタル放送を共同で受信するための施設（以下「共聴施設」という。）の整備若しくは改修を行う住民の自治組織等（以下「補助事業者」という。）に、その経費の一部を予算の範囲内で補助する。

（補助対象事業）

第3条 補助対象事業は、難視聴地域において、地上デジタル放送を受信するために行う次に掲げる事業とする。

（1） 有線共聴施設整備事業

共聴施設のうち、受信アンテナから各利用世帯までの伝送路がすべて有線で構成されたもの（以下「有線共聴施設」という。）を整備又は改修する事業であって、次のいずれかに該当する事業

ア 老朽化に伴う更新を行う事業

イ 既存の共聴施設のない地域で、難視聴地域であるために有線共聴施設の新設を行う事業

（2） 無線共聴施設整備事業

共聴施設のうち、各利用世帯までの引込線に当たる部分を無線によって伝送する施設（以下「無線共聴施設」という。）を整備し又は改修する事業であって、次のいずれかに該当する事業

ア 老朽化に伴う既存の有線共聴施設の更新にあたり、無線共聴施設を新たに整備する事業

イ 既存の共聴施設のない地域で、難視聴地域であるために無線共聴施設の新設を行う事業

2 前項第1号及び第2号の事業については、あわせて実施することができる。

3 第1項第1号イ及び第2号イに掲げる事業は、整備しようとする共聴施設の受益戸数が5戸以上であることを要件とする。

（補助対象経費及び補助金額）

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金額等は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、補助金を交付するものと決定したときは補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により、交付しないことを決定したときは補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の交付に際して必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第 7 条 前条第 1 項の規定により補助金の交付決定を受けた補助事業者は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知があった日から 10 日以内に、補助金交付申請取下届出書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

(補助の条件)

第 8 条 補助金交付の目的を達成するために、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、次の場合を除き、変更承認申請書（様式第 5 号）を提出し、その承認を受けること。

ア 交付決定額に対して補助金所要額が減となり、その額が交付決定額の 20 パーセント以内である場合

イ 別表第 2 に掲げる経費区分相互間における増減であつて、それぞれの配分額のいずれか低い額の 20 パーセント以内の軽微な変更の場合

(2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事前に補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 6 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができない場合で、当該期間の延長が翌年度に渡る場合には、あらかじめ事業実施期間延長承認申請書（様式第 7 号）を提出しなければならない。

(4) 補助事業者が別表第 3 に掲げるいずれかに該当すると認められる場合、または、補助事業者の契約の相手方が別表第 3 に掲げるいずれかに該当すると認められる場合は補助の対象としない。

(実績報告)

第 9 条 補助事業者は、補助事業の完了の日から 30 日を経過した日、又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第 8 号）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業が年度内に完了しない場合には、年度終了実績報告書（様式第 9 号）を提出しなければならない。

(補助金の請求及び支払)

第 10 条 市長は、補助事業者が当該事業を完了した後に、補助金交付請求書（様式第 10 号）による請求に基づいて、補助金を交付する。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、概算払をすることができる。

(交付決定の取消し等)

第 11 条 市長は、第 8 条第 2 号の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第 6 条の決定の内容（第 8 条第 1 号の規定に基づく承認を受けた場合は、その承認を受けた内容）の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 法令、この要綱又はこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 補助事業者が別表第 3 に掲げるいずれかに該当すると認められるとき

2 市長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(調査等)

第 12 条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するため必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(補助事業の経理)

第 13 条 補助事業者は、補助事業の経理についてその収支状況を会計帳簿によって明らかにし、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておかなければならない。

(財産処分の制限等)

第 14 条 補助事業者が、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価 50 万円以上のものについて、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、事前に市長の承認を受けなければならない。（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）において規定される耐用年数を経過した場合を除く。）

- 2 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を市に納入させることができる。
- 3 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、効率的な運用を図らなければならない。

(グリーン購入)

第 15 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、高知県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 2 月 14 日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

事業の種別		交付額	
有線共聴 施設整備 事業	老朽化に 伴う更新	国及び県 の補助対 象となる 事業	別表第 2 に掲げる経費のうち、国補助金及び 県補助金の補助対象となる事業費の総額から 受益者負担基準額を差し引いた額 (注) 受益者負担基準額は、次のとおりとす る。 受益戸数×28,000 円
		国及び県 の補助対 象となら ない事業	別表第 2 に掲げる経費の総額の 2 分の 1 の額、 又は、別表第 2 に掲げる経費の総額から受益 者負担額を差し引いた額のいずれか低い額 (注) 受益者負担基準額は、次のとおりとす る。 受益戸数×28,000 円
	難視聴対策 による新設	別表第 2 に掲げる経費のうち、国補助金及び県補助金の補 助対象となる事業費の総額から受益者負担基準額を差し 引いた額 (注) 受益者負担基準額は、次のとおりとする。 受益戸数×35,000 円	
無線共聴 施設整備 事業	有線共聴の 老朽化更新 及び難視聴 対策による 新設	別表第 2 に掲げる経費のうち、国補助金及び県補助金の補 助対象となる事業費の総額	

別表第 2

事業の種類	経 費 区 分	内 容
有線共聴 施設整備 事業	1 施設・設備費	ア テレビジョン放送の再送信に必要な次の施設・設備等の設置に要する経費 (1) 受信アンテナ施設 (2) ヘッドエンド装置 (3) 光電変換装置 (4) 線路設備（中継装置及び分岐装置を含む） イ アに掲げるもののほか、附帯施設の設置に要する経費 ウ 附帯工事費（アの設置に伴う旧施設・設備の撤去を含む）
	2 用地取得費・ 道 路 費	ア 前号の施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む） イ 附帯工事費
無線共聴 施設整備 事業	1 施設・設備費	ア テレビジョン放送の再送信に必要な次の施設・設備等の設置に要する経費 (1) 受電設備（電力引込み送電線を含む） (2) 送受信アンテナ (3) 送受信機 (4) ケーブル (5) 中継増幅装置 (6) 電源設備（予備電源設備を含む） (7) 監視・制御装置 (8) ギャップフィルター装置 イ アに掲げるもののほか、附帯施設の設置に要する経費 ウ 附帯工事費（アの設置に伴う旧施設・設備の撤去を含む）
	2 用地取得費・ 道 路 費	ア 前号の施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む） イ 附帯工事費

別表第3（第8条、第11条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。